

石狩市自殺対策行動計画の概要

1. 計画の趣旨

自殺対策基本法に基づき、「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、自殺対策を「生きる支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携のもと総合的に推進するために策定します。

2. 計画期間

平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間

3. 計画の目標

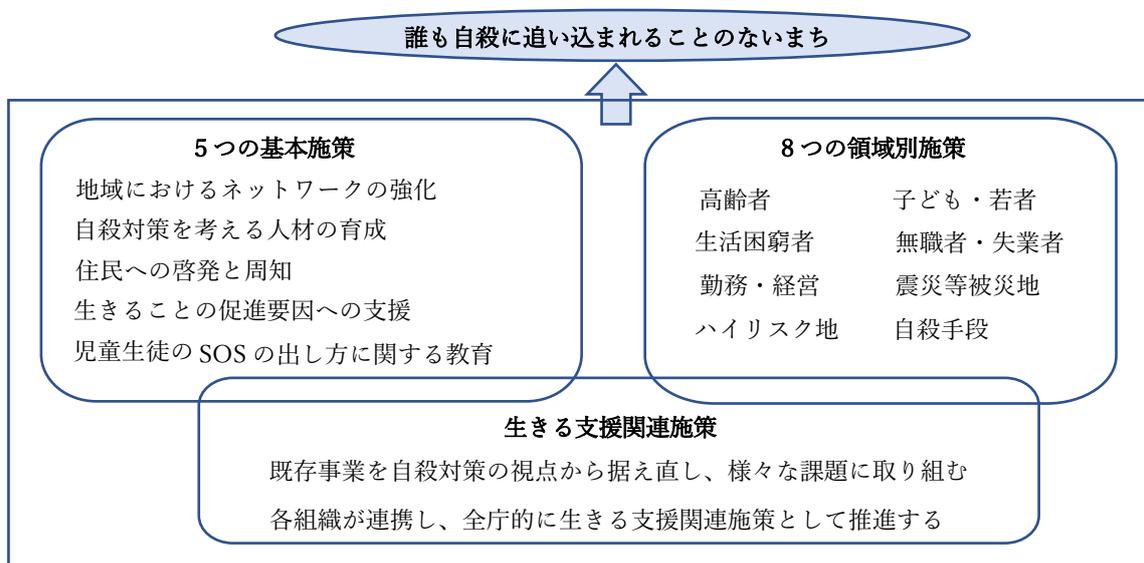
「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を目指して、段階的に本市の自殺死亡率を減少させていくことを目標とします。現状の自殺死亡率 18.5（H25 年から H29 年の 5 年間の平均値）を、計画の最終年度までに 30% 減少させ、国の目標値と同じ 13.0（H35 年から H39 年の 5 年間の平均値）とします。 （※自殺死亡率=自殺者数÷人口×10 万）

年度		H31 現状値	H35 中間目標値	H40 目標値
自殺死亡率	全国	H27 18.5	-	H38 13.0
	石狩市	5年平均（H25-H29）18.5	5年平均（H30-H34）15.7	5年平均（H35-H39）13.0

4. 施策の体系

国が定める、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされた 5 つの「基本施策」と、地域実態プロファイル（※）により示された 8 つの「領域別施策」を組み合わせ、地域の実態に即した施策を推進していきます。庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、関係機関の取組も活用して自殺対策を推進していきます。

（※地域実態プロファイル：国の自殺総合対策推進センターより提供された、地域における自殺者の傾向を示した資料。）



5. 計画の推進

庁内関係部署の緊密な連携と協力により、「生きる支援」を全庁的に推進します。また、本市が設置する自殺対策連絡会議や江別保健所が開催する自殺予防対策連絡会等を活用し、関係機関相互の連携を強化します。

6. 今後の予定

- ・ 4 月 26 日（金）～ 5 月 26 日（日） パブリックコメント
- ・ 6 月 14～18 日頃 第 3 回策定委員会
- ・ 6 月下旬 市長決定